



利用者の安全の確保が最優先 消防法第5条の2の規定に基づく使用停止命令発動を 決定し是正に導いた事例(1)

大阪市消防局予防部特別査察隊

はじめに

大阪市消防局では、平成20年10月に発生した個室ビデオ店火災の直後に個室型店舗の緊急立入検査を実施したところ、約7割に消防法違反が認められたことを受け、不特定の市民が利用する施設の消防法令違反を徹底して是正させるため、消防局予防部に特別査察隊を設置し、各消防署と消防局特別査察隊が一体となり、積極的に違反是正を推進しているところである。

近年は小規模な複合用途施設、個室型施設、社会福祉施設等における火災が全国的に多発し、当局としても市民の利用する施設の安全を確保するため、それらの施設に対する対応に全力を尽くしているところであるが、その一方で、大規模な防火対象物における消防法違反が、その是正の困難性から長年にわたる指導に

もかわらず、是正がなされず危険な状態が継続している事案がある。

当局ではこれらの是正が困難な違反対象物に対しても、引き続き積極的に違反是正を推進しているところであり、本稿では、それらの事例の中から、消防法第5条の2の規定に基づく使用停止命令を準備し、その発動の直前で是正に至った違反是正事例を2回に分けて紹介する。

対象物及び違反の概要

本件違反是正に係る防火対象物の概要は次のとおり。

○建築面積：400㎡、延べ面積：3,331㎡

○階数：地上11階

○構造：鉄筋コンクリート造一部木造（鉄筋コンクリート造部分主要構造部は一部耐火構造でない。）

○用途：複合用途防火対象物（物品販売店舗、共同住宅）消防法施行令別表第1(16)項イ。

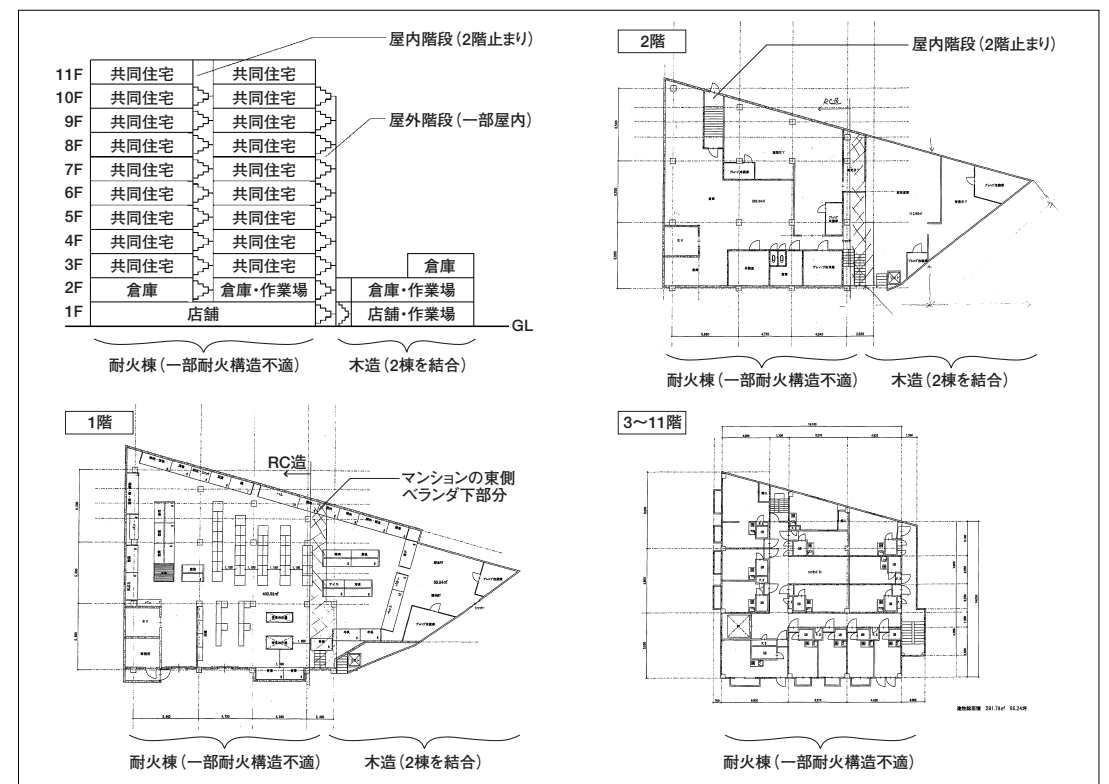
本件防火対象物は、11階建鉄筋コンクリート造建物と隣接する木造2階建建物及び木造3階建建物を接続し使用していたもの。

共同住宅部分からの階段は、北側及び南側の2カ所に設けられているが、北側屋内階段は、最上階から地上まで直通しておらず2階で階段は終わり、建物北側の鉄道敷地に面した開口部に避難させる構造となっていたが、鉄道敷地に有効な避難経路はない。南側屋外階段は、

隣接木造建物と接続されたことにより、3階以下の部分で屋内空間に取り込まれ、屋外階段として地上まで直通していない状況であった。

1階及び2階は、接続した木造建築物部分と一体として物品販売店舗として使用し、1階は店舗売り場及び食品加工作業場、2階は食品加工作業場及び商品倉庫となっている。食品加工作業場においては、業務用の厨房機器を設置し、日常的に調理による火気の使用を行っていた。

その他、共同住宅部分は中廊下構造であり、各住戸の出入り口は屋内の廊下に面し、一部の住戸は外気に面した開口部を全く有していない



対象物の概要(左上)と各階平面図

平成17年4月4日	立入検査（違反発見の端緒）※この間、継続的に立入検査・指導
平成21年2月3日	警告（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、放送設備、避難器具未設置）
	履行期限 屋内消火栓、スプリンクラー：平成21年9月30日
	放送設備、避難器具：平成21年4月30日
平成21年10月27日	命令（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、放送設備、避難器具未設置）
	履行期限 屋内消火栓、スプリンクラー：平成22年6月30日
	放送設備、避難器具：平成22年1月30日

警告、命令の時系列



接続された木造建築物



1階店舗内の状況(接続された木造建築物部分と一体として使用している。)



店舗バックヤードの状況①(食品加工のための厨房がある。)



店舗バックヤードの状況②

状況であった。

消防法違反の状況は、平成17年4月4日付け立入検査時において、屋内消火栓設備未設置、スプリンクラー設備未設置、放送設備未設置、避難器具未設置の消防用設備等設置義務違反が認められた。

また、鉄筋コンクリート造部分の一部は耐火構造と認められず、また木造建築物と接続したことによる構造の不適、階段を1部屋内空間に取り込んだことによる階段構造の不適その他の建築基準法上の不備も存していた。

指導の経緯

平成17年立入検査以降、継続的に立入検査の実施及び不備事項の通知を行い、是正指導を行ったが、関係者は是正の意思を示さず、消防法違反は放置されたままとなっていた。このため、平成21年2月3日付けで、建物所有者を名あて人として、消防用設備未設置（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、避難器具、放送設備）について警告を行った。履行期限は、消防庁違反処理標準マニュアルを参考に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備については設置に係る工事期間を見込み約8カ月の期間となる平成21年9月30日とし、避難器具、放送設備については、約3カ月の期間となる平成21年4月30日とした。

警告後も引き続き名あて人に対し是正指導を行うが、口頭では是正に向けて計画であることを申し立てるものの、現実的な動きはなく、特にスプリンクラーの設置には多額の費用を要することを理由に計画が進捗していないことを申し立てていた。その後も散発的に階段の改修など部分的な改修工事の計画を持ち込むものの事態は進展を見せず、警告の履行期限に至ることとなった。

このため、いまだ履行されていない警告事項について平成21年10月27日付けで、建物所有者を名あて人として、未設置である屋内消火栓設

備、スプリンクラー設備、放送設備、避難器具について消防法第17条の4第1項の規程に基づき消防用設備等設置命令（以下「設置命令」という。）を行った（履行期限屋内消火栓、スプリンクラー：平成22年6月30日、放送設備、避難器具：平成22年1月30日）。命令と同時に防火対象物入り口への標識の設置、市公報及びホームページへの掲載により命令の公示を行った。

消防用設備等設置命令後の関係者の対応

設置命令の発出後も、関係者の対応に変化はなかった。口頭では是正に向けて計画であることを申し立て、散発的に部分的な改修工事の計画を持ち込むが具体的な動きはない状況は続き、スプリンクラーの設置に多額の費用を要することを理由に計画がいまだ進捗していないことを申し立て続けた。

また、名あて人は法人の代表者であるため、代表者本人の出頭要請を行ったところ、都合により本人は出頭できないと申し立て、代理人が出頭する状況が複数回にわたり続いた。なお当該法人は物品販売店舗をチェーン展開するグループ企業の一部であり、実質的な決定権は実態上のグループオーナーである別の法人の代表者にあることは把握していたが、命令後においては、あくまで命令を履行する責任があるのは防火対象物の所有者である名あて人であり、告発または使用停止命令に至った場合においても、履行の責任者は所有者である名あて人であることから、是正指導の対象を名あて人本人に絞り込み、所有者責任において命令事項を履行するよう強く求めた。

設置命令の発出以後、相当の期間を経過しても依然として具体的な是正が進んでいないことから、履行期限を経過すれば直ちに違反処理基準に従い告発又は使用停止命令に着手することを告げ、期限内の早急な是正を求めていった。

設置命令から約6カ月が経過し、最終の履行期限が迫るなか、名あて人は他の場所に新し

い店舗を建設し移転し、消防法違反を解消する計画を検討しており、新店舗計画が進展するまで、しばらく履行期限経過後の措置を猶予して欲しいと申し立てる状況に至った。

申し出に対しては、新店舗の計画は本件対象物の違反とは関係はなく、猶予を設けることはできず命令を受けている消防法違反の状況を一刻も早く是正することを求め、併せて履行期限が経過すれば直ちに次の措置に移行することを告げ、履行期限経過後の具体的な措置の検討に着手した。

使用停止命令の検討体制について

大阪市消防局では、市民の生活に直接重大な影響を及ぼす防火対象物の使用停止命令等の違反処理を重要違反処理と定め、その発動に際しては、適正な執行を期するため、消防局予防部に予防部長、各担当課長、関係消防署長を委員長及び委員として構成する重要違反処理検討委員会を設置し、次の事項を審議することとしている。

- ①法令違反の認定に係る事項
- ②行政手続の適正執行に係る事項
- ③選択する手段の妥当性に係る事項
- ④代替手段の選択可能性に係る事項
- ⑤その他違反処理の実施に関し必要な事項

本件違反処理についても所轄消防署及び特別査察隊による方針の決定を行った後、その方針について委員会において審議を行った。審議の結果、設置命令が履行期限を経過してなお履行されない場合には、消防法第5条の2第1項の規定に基づく防火対象物の使用停止命令の発動方針として了承された。なお命令の発動については履行期限経過後に状況を再度委員会で検討し、最終判断を行うこととされた。

こうして、設置命令の履行期限経過後の方針を決定した。使用停止命令発動方針の検討事項及び履行期限経過後の状況について次号に掲載する。